

施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について

答 申

令和3年1月15日

東久留米市自転車等放置防止対策審議会

施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について（答申）

1. はじめに

東久留米市における市営自転車等駐車場は、駅西側に5箇所、駅東側に1箇所の計6箇所が確保されているが、多くの駐車場が単年度の賃貸借契約により用地を確保し運営している状況である。

これらの市営自転車等駐車場は、土地所有者からの土地の返還が求められた際には返還せざるを得ず、特に近年では、賃貸借契約の更新に至らないケースが相次いだことにより代替となる自転車等駐車場用地の確保が難しい状況にある。加えて、例年、駐車容量を上回る応募があるため、必ずしも安定的な供給が図られているとは言えない状況にある。

東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画や東久留米市都市計画マスタープラン等のまちづくりの基本的な方針において、不足が懸念される自転車等駐車場の安定的な供給を図るため、民間活力の活用も含め検討を行い、新たに恒久的な施設の確保に努めることが求められている。

一方で、駅周辺の道路等の公共の場における放置自転車等については、近年の撤去台数の推移をみると減少傾向にあるものの放置自転車対策は依然として必要な状況にあることを示している。

こうした状況の中、平成29年度に市長より「恒久的な自転車等駐車場の確保」について本審議会に諮問があり、本審議会において、自転車等駐車場の候補地や構造等について答申を行った。その後、当該答申内容を尊重いただき、パブリックコメントを行った上で平成30年3月に「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」（以下、「整備計画」という。）が策定されている。整備計画に基づき、候補地のうち東久留米駅西側の2箇所において同年11月に都市計画決定、令和元年9月に事業認可、令和2年7月に事業用地の取得により令和3年度からの都市計画自転車駐車場の施設整備に向け進められている。事業手法については、民間活力の導入とする整備計画の方針のもとで、PFI等手法のひとつであるDBO方式の導入により民間事業者の募集のに向けた取り組みが行われている。

この様な状況を踏まえ、東久留米市長より諮問を受けた「施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等」について審議を行った。審議に当たっては、整備計画に基づく都市計画自転車駐車場整備事業の事業概要等の把握や施設運営に要するコスト状況、駅周辺における民営自転車等駐車場の状況、放置自転車等の撤去返還状況、近隣市等の使用料等の状況などを参考に計4回に亘って慎重に審議を行った。以下、次のとおり答申する。

2. 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について

(1) 定期利用による使用料について

①各階層における使用料について

使用料については、平成28年度の審議会の答申において、定期利用自転車等駐車場に係る収支状況、収支バランスのシミュレーション結果、近隣市における自転車等駐車場使用料や収支状況、民間企業による自転車等駐車場の運営状況を勘案し、平成28年度当時の使用料（自転車（屋根無）：20,400円/年、自転車（屋根付）：24,000円/

年、原動機付自転車（以下、「原付」という。）（屋根無）：25,200円／年、原付（屋根付）：30,000円／年）から20%程度の増額が適切であると答申があった。その後、平成29年度に東久留米市自転車等の放置防止に関する条例（昭和63年3月31日条例第9号 以下、「条例」という）が改正され、平成30年度より自転車（屋根無）：24,400円／年、自転車（屋根付）：28,800円／年、原付（屋根無）：30,200円／年に見直されている。

一方、現在市において整備計画に基づく都市計画自転車駐車場整備事業では、地下1階地上3層といった立体駐車場を整備することとなるため、こうした施設特性や利便性の観点を踏まえた料金体系への見直しが適切である。

こうした状況を踏まえ、複層階といった施設特性を持つ自転車等駐車場の使用料については、地下1階と地上1階は現行の使用料と同額とし、例えば2階を現行の使用料の90%相当、3階を現行の使用料の80%相当とするといった、階層別に使用料を4パターン設定し、各収支バランスのシミュレーションを行うとともに、近隣市における自転車等駐車場使用料等を勘案し審議した結果、表1に示すとおり、地下1階と地上1階は現行の使用料と同額とし、2階を現行の使用料の90%相当、3階を現行の使用料の80%相当とすることが適切である。

表1：階層別における年間定期使用料（円／年）

階数	使用料	自転車				原付			
		一般料金		学生料金		一般料金		学生料金	
		屋根無	屋根付	屋根無	屋根付	屋根無	屋根付	屋根無	屋根付
地下 1階	現行と同額	24,400	28,800	14,640	17,280	30,200	36,000 ※2	18,120	21,600 ※2
2階	現行の90%相当	21,960	25,920	13,170	15,550				
3階 (※1)	現行の80%相当		23,040		13,820				

※1：都市計画自転車駐車場及び既存施設において3階の屋根無はない。

※2：原付（屋根付）の使用料については、「(1)の②原付（屋根付）の使用料の設定について」を参照。

②原付（屋根付）の使用料の設定について

原付（屋根付）の使用料については、上記①にて述べたとおり、平成28年度の答申において、平成28年度当時の使用料（30,000円／年）から20%程度の増額が適切であると答申していることから、当該答申内容どおりとすることが適切である。

表2：原付（屋根付）の年間定期使用料（円／年）

	変更前（平成28年度当時）	変更後
年間定期使用料	30,000	36,000

(2) 一時利用による無料時間帯の設定について

現在の市営一時利用自転車等駐車場は、駅前の商業施設等の利用に際し一時的に自転車等駐車場を利用する方を対象とした施設として、使用料を自転車：100円/日・原付：200円/日としている。また、東久留米駅周辺における民営一時利用自転車等駐車場では、各施設によって料金が異なっており、一部の施設では入庫後最初の1時間または2時間を無料としている状況である。

現在の東久留米駅周辺は、商業施設や複合施設が多数立地している状況であることから、単に通勤通学等で駅を利用する者だけではなく、商業施設等を利用する者も多く集まる地域となっている。

一方で、駅周辺の道路等の公共の場における放置自転車等については、近年の撤去台数の推移をみると減少傾向にあるものの放置自転車対策は依然として必要な状況にあることを示している。

こうした状況を踏まえ、自転車等駐車場利用者の利便性及び放置自転車対策の観点から審議した結果、東久留米駅周辺における商業施設等を利用する方の適正な自転車等の駐車を促すため、市営一時利用自転車等駐車場の使用料については、現行のとおりとした上で、入庫後最初の2時間までは無料とすることが適切である。

なお、こうした対応により、商業施設の利用を想定している大口利用券の利用は廃止することが適切である。

表3：一時利用使用料（円/日）

	自転車		原付	
	一般	学生	一般	学生
使用料	100	50	200	100
現行	1日単位で使用料を清算。			
無料時間帯設定後	1日単位で使用料を清算。ただし、入庫後最初の2時間までは無料。			

(3) 放置自転車等の撤去料について

市内の放置自転車等は、市民及び通行者への通行障害や災害時における緊急活動及び避難行動に支障をきたすおそれがあり、また、市民の良好な生活環境を確保するため、駅前等の特に通行障害や都市景観が阻害されるおそれのある地域を自転車等放置禁止区域に指定し、適宜撤去を実施している。

撤去料については、平成28年度の審議会の答申において、自転車等の放置防止及びさらなる市民の良好な生活環境を考慮し、放置自転車等対策における経費は原因者負担の考え方とすべきであるとの観点から撤去料を見直すこととし、増額した場合における収支バランスのシミュレーション結果や近隣市とのバランスといった観点から平成28年度当時の撤去料（自転車：1,000円・原付：2,000円）の2倍程度の増額が適切であると答申があった。その後、平成29年度に条例が改正され、平成30年度より自転車：2,000円・原付：4,000円に見直されている。

こうした状況や近隣市における撤去料のバランス等を考慮し、撤去料については現行のと

おりとすることが適切である。なお、今後の見直しにあたっては、整備計画に基づく、東久留米駅周辺における自転車等駐車場の整備状況や放置自転車の動向に注視した上で、撤去料の改定を行うべきである。

表4：1台当たりの自転車等撤去料（円／台）

	自転車	原付
撤去料	2,000	4,000

(4) 自転車等集積所の運営見直しについて

自転車等集積所は、撤去した自転車等を保管・返還する施設である。現在は年末・年始及び祝日（振替休日含む）を除き、毎日運営している。自転車等集積所の運営については、平成28年度の審議会において、祝日の運営を休業とすべきと答申があった。その後、平成29年度より祝日の運営を休業しているが、より良い放置自転車等対策事業実施のためには、更に見直すことも必要であると考え。そのため、自転車等集積所の運営については、現状の自転車等の返還状況や運営経費の状況等を踏まえ、運営日を週4日程度とすることが適切である。

なお、運営日については、日曜日を含めることとする。また、運営時間についても、運営経費を考慮した上で、日曜日の運営を平日と同様にすることについて検討すべきである。

表5：自転車等集積所の運営日

	運営日
現行	年末年始・祝日（振替休日含む）を除く毎日（土日は午前のみ）。
変更後	年末年始・祝日（振替休日含む）を除く週4日。 ただし、日曜日の運営は必須とし、日曜日の運営時間を平日と同様にすることについて検討すべき。

3. おわりに

本審議会は、計4回に亘り慎重に審議を重ね、東久留米市における安全で住みよい生活環境の維持向上を図り、とりわけ適正な自転車等駐車場の利用及び安全で快適な自転車利用環境の創出を推進するため、利用者としての視点と委員としての客観的な視点から、ここに答申として取りまとめた。

今後は、本答申に基づいた自転車等対策事業の推進を願うとともに、市民にとって自転車等駐車場の利便性向上により、自転車等の安全利用と放置防止が促進されるとともに交通環境の充実が図られ、生活の快適性を支えるまちづくりが進められることを切に願う。

令和2年度 第11期東久留米市自転車等放置防止対策審議会経過

開催回数	開催日	主な議題
第1回	令和2年6月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長及び副会長の選出 ・諮問
第2回	令和2年9月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について
第3回	令和2年10月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車等対策事業内容の見直しについて
第4回	令和2年12月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について答申(案)について

第 1 1 期東久留米市自転車等放置防止対策審議会委員名簿

氏 名	選出区分	備 考
オオノ キシオ 大野 貴志夫	学識経験者	税理士
カマタ テツオ 鎌田 哲雄	警察署	警視庁田無警察署 交通課長
ユウキ マサヒロ 結城 正博	消防署	東久留米消防署 警防課長
サイハラ ジュン 齊原 潤	鉄道事業者	西武鉄道 鉄道計画課長
オハラ フユキ 小原 延之	道路管理者	東久留米市 都市建設部長
ヤマシタ トモコ 山下 知子	自転車等利用者代表	—
ナガフチ ミツコ 永渕 充子	自転車等利用者代表	—

任 期 自：令和2年6月23日
至：令和4年6月22日